

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第22号

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築基準法施行細則（昭和53年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年(省令第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目については、3年ごと)、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害、疫病その他やむを得ない理由により報告することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 政令第16条第3項第1号で定める昇降機 <u>前回の報告をした日(前回の報告が報告すべき期日までに行われなかった場合は、その期日)の属する月に相当する月の末日(当該昇降機の設置後、初回の報告にあつては、当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項(法第87条の4において準用する場合を含む。))の規定による検査済証の交付を受け</u></p>	<p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年(省令第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目については、3年ごと)、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害、疫病その他やむを得ない理由により報告することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 政令第16条第3項第1号で定める昇降機 <u>当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項(法第87条の4において準用する場合を含む。))の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の初日から末日まで</u></p>

た日（検査済証の交付を受けない場合
にあっては、その設置の完了した日）
の属する月の翌年のこれに相当する
月の末日）まで

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(工作物の定期報告)

第4条の2 政令第138条の3で定め
る昇降機等における省令第6条の2の
2第1項の規定による報告の時期は、前
回の報告をした日（前回の報告が報告す
べき期日までに行われなかった場合は、
その期日）の属する月に相当する月の末
日（当該昇降機等の築造後、初回の報告
にあっては、当該昇降機等の築造主が法
第7条第5項又は法第7条の2第5項
（法第88条第1項において準用する
場合を含む。）の規定による検査済証の
交付を受けた日（検査済証の交付を受け
ない場合）にあっては、その築造の完了し
た日）の属する月の翌年のこれに相当す
る月の末日）とする。

(建築協定区域内の土地に係る借地権
等が消滅した場合の届出)

第11条の3 法第74条の2第3項の
規定による届出をしようとする者は、借
地権消滅等届（第6号様式の6）に、次

(2)及び(3) (略)

3 (略)

4 法第12条第3項の規定による報告
書は、報告の日の3箇月以内に検査し、
作成したものでなければならない。

(工作物の定期報告)

第4条の2 政令第138条の3で定め
る昇降機等における省令第6条の2の
2第1項の規定による報告の時期は、毎
年、当該昇降機等の築造主が法第7条第
5項又は法第7条の2第5項（法第88
条第1項において準用する場合を含
む。）の規定による検査済証の交付を受
けた日の属する月に相当する月の初日
から末日までとする。

(建築協定区域内の土地に係る借地権
等が消滅した場合の届出)

第11条の3 法第74条の2第3項の
規定による届出をしようとする者は、借
地権消滅等届（第6号様式の6）に、次

の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 借地権が消滅したことを証する書面又は土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地が、同法第86条第1項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第72条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第91条第3項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第82条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったことを土地区画整理事業の施行者が証する書類
- (2) 及び(3) （略）

（認定申請書に添付する図書）

第12条 省令第10条の4の2第1項の規定に基づく認定の申請書の正本及び副本には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) （略）
- (2) 法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第3項又は法第86条の6

の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 借地権が消滅したことを証する書面又は土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地が、同法第86条第1項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第72条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第91条第3項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第82条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったことを土地区画整理事業の施行者が証する書類
- (2) 及び(3) （略）

（認定申請書に添付する図書）

第12条 省令第10条の4の2第1項の規定に基づく認定の申請書の正本及び副本には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) （略）
- (2) 法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第3項又は法第86条の6

第2項の規定による申請にあつては、
省令第1条の3第1項表2(29)項
(ろ)欄に掲げる日影図

(3)及び(4) (略)

(用途の変更を伴わない大規模の修繕
又は大規模の模様替に関する制限の緩
和に係る認定申請書)

第12条の9 政令第137条の12第
6項の規定による認定を受けようとする
者は、認定申請書(省令別記第48号
様式)の正本及び副本に次の各号に掲げ
る図書を添えて市長に提出しなければ
ならない。

(1) 省令第1条の3第1項表1(い)項
及び(ろ)項に掲げる図書

(2) 用途の変更を伴わないこと又は用
途の変更後に当該建築物の利用者の
増加が見込まれない変更であること
が分かる図書

(3) その他市長が必要と認めて指示し
た図書

2 市長は、前項の申請を認定したとき
は、省令別記第49号様式による通知書
に、前項の申請書の副本及びその添付図
書を添えて、申請者に通知するものとす
る。

3 市長は、第1項の申請を認定しない
ときは、省令別記第49号の2様式によ
る通知書に、前項の申請書の副本及びそ
の添付図書を添えて、申請者に通知する
ものとする。

第2項の規定による申請にあつては、
省令第1条の3第1項表2(30)項
(ろ)欄に掲げる日影図

(3)及び(4) (略)

(形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請書)

第12条の10 政令第137条の12

第7項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(省令別記第48号様式)の正本及び副本に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項表1(い)項及び(ろ)項に掲げる図書

(2) 省令第1条の3第1項表2(29)項(ろ)欄に掲げる日影図

(3) 形態の変更を伴わないこと又は他の建築物の利便その他周囲の環境の維持若しくは向上のため必要な形態の変更であることが分かる図書

(4) その他市長が必要と認めて指示した図書

2 市長は、前項の申請を認定したときは、省令別記第49号様式による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請を認定しないときは、省令別記第49号の2様式による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(申請書の記載事項の変更)

(申請書の記載事項の変更)

第13条 (略)

2 法又は政令の規定による許可又は認定（以下「許可等」という。）を受けた建築物の建築主又は工作物の築造主は、建築主若しくは築造主又は代理者の住所又は氏名若しくは事務所名その他の申請書に記載された事項を変更したときは、その旨を許可等申請書記載事項変更届（第8号様式（その3））により市長又は建築主事（法第7条の6第1項第2号による仮使用認定に限る。）に届け出なければならない。

（書類の写し等の交付）

第19条 (略)

2及び3 (略)

第13条 (略)

2 法の規定による許可又は認定（以下「許可等」という。）を受けた建築物の建築主又は工作物の築造主は、建築主若しくは築造主又は代理者の住所又は氏名若しくは事務所名その他の申請書に記載された事項を変更したときは、その旨を許可等申請書記載事項変更届（第8号様式（その3））により市長又は建築主事（法第7条第1項第2号による仮使用認定に限る。）に届け出なければならない。

（書類の写し等の交付）

第19条 (略)

2及び3 (略)

4 概要書の写し等の交付を受ける者は、その交付を受ける前に交付に要する費用を負担しなければならない。

第12号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)